

毎週火、金曜日発行(但休日当
昭和四年四月十五日第三種郵便物認
は翌日)

鳥取県公報

目 次
◇規則 鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則

規 則

鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則をここに公布す
る。

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県中小企業季節金融資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、中小企業者の夏季及び年末に要す
る資金を確保し、中小企業の振興を図ることを目的と
する。

(定義)

第二条 この規則において「金融機関」とは、知事が指
定する金融機関をいう。

2 この規則において「中小企業者」とは、常時使用す
る従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる
事業とする事業者については五人)以下の商工業者を
いう。

(県の貸付け)

第三条 県は、金融機関が中小企業者に対し季節金融資
金を供給するときは、その金融機関に対し、予算の範
囲内において、その供給に必要な資金の一部を貸し付
けるものとする。

2 前項の規定により県が金融機関に貸付けをする資金
の利息は、日歩七厘とする。

3 第一項の規定により県が金融機関に貸付けをする資
金の貸付期間は、毎年七月五日から十月四日まで及び
十一月五日から翌年二月四日までとする。

(貸付資金)

第四条 金融機関は、前条第一項の規定により資金の貸付けを受けた場合においては、当該資金の額の倍額以上の額の資金を中小企業者に対する季節金融資金として確保しなければならない。

(貸付けの対象)

第五条 金融機関が前条の資金を貸し付けることのできる範囲は、県内に本店を有する中小企業者とする。

(貸付けの要件)

第六条 金融機関が中小企業者に季節金融資金を貸し付ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 貸付期間 三月以内
- 二 貸付金額 三十万円以内
- 三 貸付利率 日歩 二銭四厘以内

(貸付けの手続)

第七条 この規則による季節金融資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書を金融機関に提出するものとする。

2 金融機関は、前項の申込みを受理したときは、その内容を調査し、別に知事が定める貸付計画書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 金融機関は、前項の承認を受けたときは、すみやかに貸付けを受けるべき者及び貸付条件を決定し、貸付けを行なわなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可、発行日 火、金

発 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 所 鳥取県鳥取市栗谷町
刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極 二〇円(送料共)